

議 事 録

令和 8 年 2 月 3 日作成

会議名	令和 7 年度第 2 回木更津市地方卸売市場運営審議会		
開催日	令和 8 年 1 月 2 7 日 (火)	場所	木更津市公設地方卸売市場
時 間	午後 2 時 0 0 分～午後 2 時 2 0 分		管理庁舎 2 階会議室
出席者	委 員 石渡肇 碓井宏 吉田一由紀 鈴木良次 鈴木徹 吉田正己 渡辺昇 鈴木みゆき 高橋敏夫 市 側 鶴岡経済部次長 滝沢市場長 高橋係長 中安主事		
議 題	(1) 木更津市公設地方卸売市場条例の一部改正について		
公開・非公開の別	公 開	非公開理由	—
傍聴者	0 名		
配付資料	・会議次第 ・資料 1 食料システム法概要パンフレット (農林水産省ホームページ) ・資料 2 木更津市公設地方卸売市場条例 新旧対照表		
概 要	下記のとおり		

(概 要)

事務局 それでは議事に入らせていただきたいと思います。審議会規則第 3 条第 1 項の規定により、会長が議長となると定められておりますので、石渡会長、議長席へお願いいたします。また、この審議会につきましては、木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第 3 条に基づき公開することとなっております。なお、本日傍聴人はおりません。議事の内容につきましては、後日議事録を作成し、ホームページにて公開するため、議事内容を録音させていただきますことをご了承ください。それでは、これ以降、議事進行を石渡会長お願いいたします。

議長 (石渡会長) それでは議題に入りたいと思いますが、その前に、本日の出席委員は 9 名であります。審議会規則第 3 条第 2 項の規定による過半数の委員が出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。

では、議題 1 木更津市公設地方卸売市場条例の一部改正について を議題に供します。事務局より説明をお願いします。

事務局 (滝沢市場長) 卸売市場滝沢です。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、議案第 1 号 木更津市公設地方卸売市場条例の一部改正についてご説明いたします。

本件は、令和 7 年法律第 69 号で公布されました、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律、いわゆる「食料システム法」及び卸売市場法の一部改正の施行に伴い、本市条例の関係条文を整備するものでございます。条例改正の前提として、まずは食料システム法の概要についてご説明いたします。

資料 1 をご覧ください。食料システム法は、食品等の流通の合理化や取引の透明性を高め、生産から流通、消費までの持続的な食料供給を実現するために制定された法律でございます。主な柱と

して、「合理的な費用を考慮した価格形成」、「食品産業全体の持続的な発展に向けた事業活動の促進」の2点から構成されてございます。

2 ページをご覧ください。まずは、「合理的な費用を考慮した価格形成」についてでございます。中段「注目ポイント①」にありますように、食料全般の取引を対象として、原材料費、労務費などの合理的なコストを踏まえた価格交渉を行う努力義務が課されることとなり、協議の申し出に誠実に応じる義務や、商慣習の見直しなどへの協力義務が新たに位置付けられます。また、「注目ポイント②」にありますように、農林水産大臣が指定した品目についてコスト指標を作成し、4月1日以降の取引において、価格形成の参考情報として利用されることとなります。指定品目としては、米、野菜、飲料用牛乳、豆腐、納豆が予定されているところでございます。

3 ページをご覧ください。「食品産業全体の持続的な発展」についてでございますが、食品等事業者が、生産者との安定した取引関係の構築、流通の合理化、環境負荷低減などを進めるための計画を作成し、国の認定を受けることで各種支援を受けられる制度が創設されております。以上のことを踏まえまして、資料2をご覧ください。

今回の条例改正は、ただいまご説明いたしました「合理的な費用を考慮した価格形成」の部分の施行に対応した条文整理を行おうとするものでございます。具体的には、資料にございますように、開設者である木更津市において、インターネットその他の方法により、「木更津市場において取り扱う指定飲食料品」と「指定飲食料品等のコスト指標」、「飲食料品等事業者等の努力義務に関する措置」を公表することを定めるものでございます。

本日、皆様にご承認いただきますと、3月議会に上程し、令和8年4月1日施行と考えております。今回の条例改正につきましては、法律の施行に伴う技術的な整備ではございますが、引き続き卸売市場の認定を受けるための要件とされているものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。私からは以上でございます

議長（石渡会長） 事務局の説明がありました。ご質問等ございましたら、挙手してお願いします。

事務局（滝沢市場長） 少し補足します。今回の一部改正案につきましては、先ほど言いました指定飲食料品や指定飲食料品の価格指標といったことを、開設者である市が、インターネットその他の手法で公表しなさい、するといった内容になります。

市場自体がどうする、こうするという大幅な変更ではなく、条例の公表に関する条項が増えたというところになります。以上になります。

議長（石渡会長） 事務局の方から詳細な説明を伺いましたので、皆さん異議がございましたら、挙手してお願いします。はい、どうぞ。

碓井委員 ちょっと確認なんですけど、旧条例のこの41条の部分に、41条の2というのが加わったという解釈でいいですか。

事務局（高橋係長） おっしゃるとおり、41条の2として付け加えるものでございます。以上でございます。

碓井委員 よろしいですか。中の文言の変更ではなく、これが追加されるということですよ。

事務局（高橋係長） そうです。

碓井委員 ありがとうございます。

事務局（滝沢市場長） すいません、補足します。資料2に「41条略」と書いてありますけども、こちらの方は、卸売予定数量や産地等について卸売会社から報告を受け、それを今現在、掲示板に

て公表しているのですが、こういうことが「41 条略」に書かれております。それにプラスして、先ほどご説明した、指定飲食料品等、その参考になる価格指標、そういったことを公表するというものでございます。以上です。

議長（石渡会長） 他に何かご質問、ご異議ございますか。

【質問、異議なし】

議長（石渡会長） では異議がないようですので、本日の審議は終了したいと思います。本日はご苦労さまでした。

事務局 ありがとうございます。それでは、次第 4 その他でございます。委員の皆様から、何かございますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、令和 7 年度 第 2 回木更津市地方卸売市場運営審議会を終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。